

ホームレス等への特別定額給付金事業に係る自治体向けQ & A

令和2年7月17日版
特別定額給付金室

問1：自身の住民登録がどこにあるか分からないという方や、住民票がないという方から、給付金窓口で給付金の相談があった場合、どのように対応することが適当か。

(答)

- 各市区町村の住民制度担当課（室）とも連携し、相談を受け入れる体制を整備した上で、相談内容に応じて積極的に相談に対応いただくことが適当と考える。
- なお、「ホームレス等に対する住所認定の取扱いについて（通知）」（令和2年6月17日付総行住第114号総務省自治行政局住民制度課長通知）を必要に応じて参照されたい。

問2：住民票が遠方にあるホームレス等の方が、給付金を受けたいとして給付金窓口に来られた場合、ホームレス等の方に対して申請用紙を送付するための手続及び給付に至るまでの流れはどのようになるか。

(答)

- 住民票が遠方にあるホームレス等の方が、住民票所在市区町村から申請用紙を入手する場合、「給付リスト上の住所地又は居住地とは異なる場所に居住している者等が申請書を入手する方法等について」（令和2年5月1日付け事務連絡）の別紙記載の手順によることとなる。
- ホームレス等の方が申請用紙を受け取る方法については、ホームレス支援団体や当該ホームレス等の方が滞在中の簡易宿所等が認めた場合は、当該民間支援団体や簡易宿所宛てに、住民票所在市区町村が申請用紙の送付を行うことにより、ホームレス等の方が申請用紙を受け取ることが可能である。
- 民間支援団体等宛てに送付された申請用紙により、住民票所在市区町村に対して申請する際は、申請用紙中の世帯主情報の現住所欄は、民間支援団体等の事務所の住所を記載いただくことが適当と思われる。また、この際、ホームレス等の方が銀行口座を持っていない場合には、住民票所在市区町村の域外事務所（例：東京事務所）などを活用した窓口での現金給付や現金書留による方法、民間支援団体による代理申請・代理受給により、民間支援団体の管理者

名義の口座に給付を行う方法が考えられる。

- ホームレス等の方又は民間支援団体が、住民票所在市区町村に対し、申請する際は、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日付け事務連絡）のとおり、原則として、民間支援団体に代理申請・代理受給を委任する意思を示す委任状（受給権者であるホームレス等の方が記載・署名したもの）に加え、代理人（民間支援団体）又はホームレス等の方の本人確認書類の添付が必要となる。

問3：住民票が遠方にあるホームレス等の方が、申請用紙を受け取り、給付金の申請・給付を受けるため、その方が居住している市区町村が主体となって、役所の職員が住民票所在市区町村に対する連絡や、申請用紙の受け取り、口座がない場合は住民票所在市区町村の役所から現金書留などを利用した給付金の手交などを行っても構わないか。

（答）

- 御質問の取組について、各市区町村の判断により行うことは可能である。
- なお、問にあるような取組を実際に行っている団体もあり、当該団体では、住民票所在市区町村に対して、該当するホームレス等の方の状況を説明の上、（住民票所在市区町村から申請用紙を居住市区町村へ送付してもらい）居住市区町村の窓口での申請用紙の手交の可否、申請用紙手交時の本人確認方法、住民票所在市区町村から送られた給付金の窓口給付の可否をそれぞれ確認して対応することとしていると伺っている。
- こうした取組を実施するにあたっては、ホームレス等の方から給付金に関する相談、住民登録の確認や支給までの手続きについて、一括して相談を受け付け、支援を行うため、できる範囲で担当部署間で連携し、ワンストップの相談窓口を設置し、ホームレス等の方の申請手続を支援する方法も考えられるので、検討をお願いしたい。

問4：現在の居住市区町村に新たに住民登録を行ったホームレス等の方が、銀行口座を持っていない場合、給付金窓口で申請・給付を行う場合の本人確認はどのように行うことが考えられるか。

（答）

- 住民登録を行った際に本人確認を実施しているため、その際に実施した本人確認に準じた確認を実施することが考えられる。（本人確認書類により確認が行われていた場合には再度提示いただく、各市区町村で管理している住民

記録システムを活用した質問や聴聞等による確認を実施する、など)

問5：特別定額給付金に係るホームレス等の方の生活場所を訪ねてチラシを手渡ししながらの情報提供や、ホームレス等の方の住民登録の確認や支給までの手続きの援助について、各市区町村が自立支援センターの運営法人やNPOなどの民間支援団体に委託した場合の費用は、国から補助が出るのか。

(答)

- 御質問のあった、特別定額給付金に係る情報提供や手続きの援助について、各市区町村が自立支援センターの運営法人やNPOなどの民間支援団体に委託した場合の費用は、特別定額給付金の支給に要する費用に該当するため、全額国費で手当てすることとしている。
- 市区町村が、ホームレス等の方の住民登録の確認や支給までの手続きの援助を進めていくに当たっては、NPOなどのホームレスに係る民間支援団体と連携しながら取組を進めていくことが効果的であると思われる。
- 例えば、ある自治体では、民間支援団体に委託し、給付金制度の周知や、本人確認や住民登録地の確認の援助、住民登録のある市区町村等とのやりとりや今暮らしている市区町村での住民登録の援助、給付金の申請や受給の支援、といった支援をしている事例があったので、参考にしていきたい。

問6：住民登録のないホームレス等の方について、いつまでに住民登録の手続きを行い、住民票が作成されれば、給付の対象となるのか。

(答)

- 住民登録のないホームレス等の方で、住民登録の意向を持つ方から、申請期限直前に給付金の申請の申し出があり、期限をまたいで住民登録の審査が行われることとなった場合は、その後、遡って申請期限までの日付を住民となった日として住民票が作成されれば、適正な申請として取り扱って差し支えない。